11月・12月のごみ収集日

■お問い合わせ　役場1階　水道環境課　環境衛生係
☎43-2111（内線2126）

ごみ出し時間を守りましょう！

可燃ごみ	全地区（午前5時から8時までに可燃ごみ集積所へ出してください。）	毎週 火曜日・金曜日

粗大ごみの可燃・不燃の区別がなくなりました。

不燃ガラス類 資源ビン類 粗大ごみ	A地区 （不燃ごみ集積所）	11月29日（水）
	B地区 （不燃ごみ集積所）	11月30日（木）

※蛍光管・LED電球・体温計（水銀式）は、役場本庁・役場各出張所の回収ボックスへ出してください。
※使用済小型家電の回収を行っております。役場・各出張所内にある回収ボックス・コンテナ（小）へ投入してください。（開館時間のみ）
注）回収ボックス投入口ｻｲｽﾞ（横31cm×縦15cm）
　　回収コンテナ（小）ｻｲｽﾞ（横50cm×縦38cm×高さ27cm）

不燃金物類 資源カン類 粗大ごみ	A地区 （不燃ごみ集積所）	12月27日（水）
	B地区 （不燃ごみ集積所）	12月28日（木）

※乾電池は、役場本庁・役場各出張所の回収ボックスへ出してください。
※テレビ・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機・エアコンは収集しません。（株）橋本または購入した店に引き取りを依頼するか、指定引き取り場所へ直接搬入してください。

A地区＝八百津（下記の八百津地区以外）・錦織・和知・伊岐津志
B地区＝杣沢・口杣沢・丸山・赤薙・北山・白橋・五宝平・久田見・福地・潮南

がれき類	久田見処分場	毎月第1・第3日曜日 午後12時30分～４時
	錦織処分場	毎月第2・第4日曜日 午前９時～午後４時

※瓦・タイル・陶器類・コンクリート・ブロック・壁土以外（土砂や岩石）は処分できません。
※業者に請け負わせた工事で発生したがれき類は処分できません。
※300kg以上のがれき類を処分しようとするときは事前に申請してください。（有料）

その他プラ	各自治会の 不燃ごみ集積所	11月12日（日）
		11月26日（日）
		12月10日（日）
		12月24日（日）

※プラマークと呼ばれるリサイクルマークが表示されたプラスチック製の容器および包装が収集の対象です。
　ただし、ペットボトルおよび食品トレイ、発泡スチロールは、別に分別収集を行っているため対象外です。

ペットボトル 食品トレイ 発泡スチロール	B＆G体育館北側 各出張所	12月3日（日） 午前8時～11時
古着回収	B＆G体育館北側 各出張所（福地・潮南出張所を除く）	

※ペットボトルは洗浄して、フタを取って出してください。
　（フタは可燃ごみまたはその他プラです。）
※発泡スチロール製の箱は、宛名ラベルなどを剥がしてください。
※古着類は、濡れたもの、油などが付着して汚れたもの、布団、電気毛布、じゅうたん、履き物、ぬいぐるみなど衣類以外のものは収集しません。

適切なごみ出しにご協力をお願いします！

電球は不燃ガラス類

グローランプは不燃金物

お知らせ　**使用済小型家電特別回収を産業文化祭会場で実施します！**
詳細については、12ページをご覧ください。

八百津町こども処理委員会
購入補助金
交付申請書兼住民票
八百津町長　様
私は、裏面の者を代理人と定め、見出しの補助金の交付申請、請求および受領に関する一切の権限を委任します。
※購入（受任）者氏名印
※住所（居住地）申告日
※購入（受任）年月日
※は購入（受任）者が記入押印し町内登録販売店へ提出ください。
㊞